

国営沖縄記念公園（海洋博地区）魅力向上推進協議会 規約

（名称）

第 1 条 協議会の名称は、「国営沖縄記念公園（海洋博地区）魅力向上推進協議会」（以下「本協議会」という。）とする。

（目的）

第 2 条 本協議会は、都市公園法第 17 条の 2 に基づき、国営沖縄記念公園（海洋博地区）（以下「本公園」という。）の魅力向上ならびに利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うことを目的として設置する。

（協議等）

第 3 条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる協議等を行う。

- （1）公園の整備、運営管理に関する情報の共有及び連携に関する事項
- （2）利用者の満足度の向上に向けた取組の推進に関する事項
- （3）公園をフィールドとした多様な利活用の推進に関する事項
- （4）公民連携の推進に関する事項
- （5）地域との連携の推進に関する事項
- （6）公園内及び公園周辺で活動する多様なステークホルダーの調整に関する事項
- （7）その他本協議会の目的達成に必要な事項

（委員の構成）

第 4 条 本協議会の委員は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1）本公園内で施設等の管理運営を行う者
- （2）観光に関する関係機関
- （3）関係地方公共団体
- （4）公園管理者
- （5）その他、協議会が必要と認める者

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は 1 年（1 年度）とする。

2 委員の再任は妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（代理出席）

第 6 条 委員が都合により協議会に出席できない場合、その委員は職務上の代理者を協議会に出席させ、委員の職務にあたらせることができる。

（協議会）

第 7 条 本協議会は、委員（委員の代理者含む）の 3 分の 2 以上が出席しなければ、開催することができない。

2 本協議会の議事は、出席委員（委員の代理者含む）の過半数をもって決するものとする。

3 本協議会の運営・進行は公園事務所長が当たるものとする。

（オブザーバー）

第 8 条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者をオブザーバーとして本協議会に参加させることができるものとする。

（公開）

第 9 条 協議会の会議は非公開とするが、会議の資料、議事要旨は、原則として国営沖縄記念公園のホームページ等において公開する。

（事務局）

第 10 条 本協議会の事務局は、国営沖縄記念公園事務所に置くものとする。

（雑則）

第 11 条 本規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、本協議会での協議により定めるものとする。

附則

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 6 日から施行する。